

平成 27 年 4 月 1 日

契約条項改定のお知らせ

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、契約条項のうち「談合その他不正行為による解除」及び「賠償の予定」に関する記述を以下のとおり改正します。

平成 27 年 4 月 1 日以降に東京二十三区清掃一部事務組合と締結する契約において、契約書に改正前の記述がある場合は、改正後のものに読み替えるものとします。

東京二十三区清掃一部事務組合 違約金条項新旧対照表（全契約条項共通）

改正後	改正前
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 A 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会により、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）において、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2（略）</p> <p>(賠償の予定)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 A 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は独占禁止法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき（<u>独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。</u>）。</p> <p>(2) <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2（略）</p> <p>(賠償の予定)</p>

<p>第 B 条 乙は、第 A 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 第 A 条第 1 項第 1 号<u>該当の原因となる行為</u>が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</p> <p>(2) 第 A 条第 1 項第 <u>2</u>号のうち、乙<u>において</u>刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2（略）</p>	<p>第 B 条 乙は、第 A 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 第 A 条第 1 項第 1 号<u>及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為</u>が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</p> <p>(2) 第 A 条第 1 項第 <u>3</u>号のうち、乙<u>が</u>刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2（略）</p>
--	--

※条名 A 及び B は、契約条項の種類により異なる（下表のとおり。）。

条項種別	条名 A	条名 B
1 物品	第 15 条の 2	第 18 条
2 物品（単価）	第 15 条の 2	第 18 条
3 工事	第 43 条の 2	第 47 条
4 賃貸借	第 22 条の 2	第 26 条
5 賃貸借（長期）	第 21 条の 2	第 25 条
6 修繕	第 19 条の 2	第 23 条
7 不用品売却	第 10 条の 2	第 13 条
8 不用品売却（単価）	第 10 条の 2	第 13 条
9 新エネ売却	第 10 条	第 13 条
10 委託	第 16 条	第 20 条
11 設計委託	第 16 条	第 20 条
12 監理委託	第 12 条	第 16 条
13 印刷	第 15 条の 2	第 18 条
14 複写	第 23 条	第 27 条
15 クリーニング	第 16 条	第 20 条
16 工場建設	第 43 条の 2	第 47 条

問合せ先：東京二十三区清掃一部事務組合  
 総務部契約管財課契約係  
 電話：03-6238-0663（直）